

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 当別町地域公共交通活性化協議会  
住 所 石狩郡当別町白樺町58番地9  
代表者氏名 会長 増 輪 肇 印

地域内フィーダー系統確保維持計画変更届出書

平成30年9月28日付け国総支第30号で国土交通大臣より認定された地域内フィーダー系統確保維持計画を以下のとおり変更するので、関係書類を添えて届出します。

- 変更日  
平成30年12月1日
- 変更箇所
  - ・ 17. 協議会の開催状況と主な議論
  - ・ 表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者（地域内フィーダー系統）
- 変更理由
  - ・ 北海道医療大学から、朝の通学に合わせたJR当別駅発～北海道医療大学着の増便要望があり、運行事業者の限られた運転手・車両で対応するため、極端に利用者の少ない青山線①の往路第一便を減便し、通学時間帯に必要な運行を確保する。
  - ・ 土日祝日の道の駅従業員の通勤と住民の道の駅利用ニーズに応えるため、スターライト道の駅線を減便する一方で、西当別道の駅線を増便し、平日と同程度の便数を確保し、より使いやすく効率的な運行となるようダイヤ改正を行う。

※本届出書に、変更する事項を全て記した生活交通確保維持改善計画を添付すること。

※「変更理由」は、具体的に記述すること。

## 平成31年度当別町地域内フィーダー系統確保維持計画

当別町地域公共交通活性化協議会  
会長 増輪 肇

### 1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

平成18年度より行ってきた実証運行により、導入以前は2路線22便しかなかったバス交通が、コミュニティバス72便(平日)、当江線8便(平日)、合計80便の4倍まで増やすことができた。利用者もコミュニティバス導入以前に比べ1.8倍まで増加したことは、一元化によるコミュニティバス導入の最大のメリットと言える。

コミュニティバスは、スウェーデンヒルズ地区とJR石狩太美駅を經由し、札幌市北区とを結ぶ地域間幹線路線とこれに付随するフィーダー3系統を確保している。

地域間幹線路線については、札幌市への通勤・通学で利用されているほか、北区にある大学病院に接続しているため、高齢者等の通院にも多く利用されており、大型スーパーも經由していることから日常生活に不可欠なものである。

フィーダー系統は、コミュニティバスの基点となっているJR石狩当別駅南口で幹線と接続しており、市街地から離れている青山・みどり野地区からの輸送する青山線や市街地におけるデマンド交通として市街地予約型線を運行している。どちらの系統も高齢者の通院や買い物に利用されており、地域の足として必要不可欠なものと考えている。

また、平成29年9月に開業した道の駅へコミュニティバスで行く路線の実証運行を開始した。これにより道の駅への誘客や西当別地区の公共交通の充実が図られたことから、平成30年10月から西当別道の駅線の本格運行を開始する。

一方で、地方における人口減少により利用者の絶対数が少ない中で、利用者の促進を図るため、運行形態を検討し、利用者ニーズに即した需要の高い交通を維持することが必要である。

これらの住民に根付いたコミュニティバスシステムを維持し、交通弱者である子供や高齢者の移動手段を確保することで、住民の住環境の向上、高齢者の行動範囲拡大による健康増進を図るほか、コミュニティバスを通じた環境教育による環境意識の啓発にも資することができる。

一度失ってしまったバス交通を回復させるために5年の歳月を要したことを考えると、バス路線は容易に廃止すべきものではなく、子供や高齢者の健康で安全な必要最低限の住環境を守るためにも、地域公共交通の中心であるコミュニティバスを確保することは重要である。

### 2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

#### (1) 事業の目標

コミュニティバスの運行による住民サービスの向上効果を得るため、次の目標を定める。

##### ①青山線

8,736人/年(29年度実績)を当別町地域公共交通網形成計画(平成30年3月策定:5か年)にて設定したコミュニティバス全体の利用者数を約6%増加させることを達成するため、段階的に利用者を増加させ今年度は対前年比約1%以上を増加させる。

##### ②市街地予約型線

3,517人/年(29年度実績)を当別町地域公共交通網形成計画(平成30年3月策定:5か年)の目標5,000人/年を達成するため、段階的に利用者を増加させ今年度は対前年比7%以上を増加させる。

③西当別道の駅線

当別町地域公共交通網形成計画（平成 30 年 3 月策定：5 か年）の目標 7,000 人/年を達成するため月平均 600 人を目指す。（平成 29 年 10 月から平成 30 年 4 月までの月平均 535 人）

西当別道の駅線の周知や、道の駅と連携した利用促進を行う。

(2) 事業の効果

- ・バス路線の確保による交通弱者の救済
- ・公共交通の認知度向上による、住民の環境や健康意識の啓発

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・年 2 回（10 月・2 月）に時刻表を発行し、町内に全戸配布（協議会）
- ・路線内容変更時に周知チラシ等を作成し、町内に全戸配布（協議会）
- ・町内の学校にバスの環境と交通に関する授業、バスの試乗体験の実施（協議会・運行事業者）
- ・町内会や高齢者クラブへの出前講座の実施（協議会）
- ・高齢者向け冊子を作成し、高齢者クラブ等を通して配布（協議会）
- ・町内の図書室で借りた本をバスによる図書返却サービスの実施（協議会・運行事業者）

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運行予定者

別紙「表 1」のとおり

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

運行経費と運行収入及び国庫補助金との差額を当別町地域公共交通活性化協議会が負担する。

6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

当別町地域公共交通活性化協議会

7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法  
**【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】**

バス乗務員による乗降調査（常時実施）

8. 別表 1 の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認められたシステムの概要  
**【地域間幹線システムのみ】**

※該当なし

<p>9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧  <b>【地域間幹線系統のみ】</b></p>
<p>※該当なし</p>
<p>10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項  <b>【地域間幹線系統のみ】</b></p>
<p>※該当なし</p>
<p>11. 外客来訪促進計画との整合性  <b>【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】</b></p>
<p>※該当なし</p>
<p>12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要  <b>【地域内フィーダー系統のみ】</b></p>
<p>別紙「表5」のとおり</p>
<p>13. 車両の取得に係る目的・必要性  <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b></p>
<p>地域内フィーダー系統で利用する車両は、冬期間の運行に安全性を維持し、小回りの利く小型車両で、高齢者が利用しやすい補助ステップ等の機能を持たせた車両が必要である。旧車両は、導入から15年以上経過し、老朽化に伴う整備も増加していたことから安全かつ継続した運行を実施するために平成29年10月に新車両を導入した。</p>
<p>14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果  <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b></p>
<p>(1) 事業の目標</p>
<p>車両購入により、安全性を維持するほか、老朽化に伴うメンテナンス経費を削減し、継続した路線確保に努める。また、車両環境を整える事により高齢者や障がい者などどなたでも利用しやすい環境を目指す。  目標：交通弱者（学生・障がい者等）の利用者増加  平成29年度実績以上とする。2,070人</p>
<p>(2) 事業の効果</p>
<p>車両の取得により、地域内フィーダー系統が確保維持されるほか、車両に係るメンテナンス経費が削減される。また、車両に補助ステップや手すり等の機能を持たせて、高齢者や障がいのある方でも気軽に利用しやすい環境を整え、利用者数の維持又は増加が期待できる。</p>

15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者【**車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ**】

別紙「表6」のとおり

16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）  
【**公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ**】

※該当なし

17. 協議会の開催状況と主な議論

平成29年度

- ・平成29年7月10日（第1回）

平成28年度の実績報告、西当別道の駅線の実証運行、地域公共交通網形成計画策定、平成30年度当別町地域内フィーダー系統確保維持計画について

- ・平成29年10月17日（第2回）

12月1日付けダイヤ改正、地域公共交通網形成計画進捗状況について

- ・平成30年1月19日（第3回）

西当別道の駅線の実証運行状況、地域公共交通網形成計画素案（たたき台）、地域公共交通確保維持改善・事業評価について

- ・平成30年2月22日（第4回）

地域公共交通網形成計画策定、平成30年度協議会運行事業計画（案）について

平成30年度

- ・平成30年6月14日（第1回）

平成29年度の実績報告、平成30年度当別町地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について、平成31年度当別町地域内フィーダー系統確保維持計画について（西当別道の駅線の本格運行について）

- ・平成30年10月16日（第2回）

平成30年度の上半期の実績報告、平成31年度当別町地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について、平成30年12月1日付け運行ダイヤ改正

18. 利用者等の意見の反映状況

当別町地域公共交通網形成計画策定時に町民へのパブリックコメントの実施やバス路線沿線住民やデマンド利用者などにアンケートを実施した。また、町内の関係事業者等へヒアリング調査を実施した。西当別道の駅線でJR太美駅止まりだった便について道の駅の従業員の通勤に使いたいとの要望があったため運行区間を延長し北欧の風道の駅とうべつまでとした。

19. 協議会メンバーの構成員

別添のとおり

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 石狩郡当別町白樺町58番地9

---

(所 属) 当別町地域公共交通活性化協議会

---

(氏 名) 事務局 布施 雅浩

---

(電 話) 0133-23-3073

---

(e-mail) [kankou@town.tobetsu.lg.jp](mailto:kankou@town.tobetsu.lg.jp)

---

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者（地域内ファイダー系統）

平成31年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	再 編 特 例 措 置	地域内ファイダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)		
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準口で該当する要件	接続する補助対象地域間幹線系統等との接続確保策
当別町	有限会社 下段モーターズ	(1) 青山線①	JR石狩当別駅南口	とうべつ整形外科	みどりの会館	往復 9.0km 10.2km	364日	1,235.5回		①	あいの里金沢線とダイヤを調整し、接続確保、料金面での乗継優遇、乗継地点の集約化	③
			JR石狩当別駅南口	とうべつ整形外科	青山会館	往復 15.5km 15.5km	244日	738.0回		①	あいの里金沢線とダイヤを調整し、接続確保、料金面での乗継優遇、乗継地点の集約化	③
		北欧の風道の駅とうべつ	JR石狩太美駅	ヒルズE5-3-17	往復 10.2km 10.2km	364日	1,602.0回		①	経由地のJR石狩太美駅にてあいの里金沢線との接続確保、乗継地点の集約化	①	
		北欧の風道の駅とうべつ	JR石狩太美駅	太美スターライト中央	往復 4.4km 4.2km	364日	573.0回		①	経由地のJR石狩太美駅にてあいの里金沢線との接続確保、乗継地点の集約化	①	
		JR石狩当別駅南口	当別町内	JR石狩当別駅南口	往復 km km	244日	688.0回		①	あいの里金沢線との接続確保、乗継地点の集約化	③	

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内ファイダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内ファイダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。